

大阪市住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

支給対象となる世帯（①②③のいずれかにあてはまる世帯）

① 令和3年度住民税非課税世帯

対象世帯 令和3年12月10日時点で大阪市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

すでに確認書を送付しています。

手続き(返送)がお済みでない方は、お早めに同封の返信用封筒で返送してください。

一部申請が必要な場合があります。

裏面の①もご覧ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯

対象世帯 令和4年6月1日時点で大阪市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

ただし、既に本給付金の支給を受けた世帯(令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は給付を辞退した世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除きます。

確認書が届きます。(確認書発送予定時期:7月上旬頃予定)

一部申請が必要な場合があります。

裏面の②もご覧ください。

③ 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症による影響)

対象世帯 申請日時点で大阪市に住民登録があり、令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請が必要です。

令和3年中の収入情報を用いた家計急変世帯の申請はできませんので、令和4年1月以降の収入により申請していただくことになります。

裏面の③もご覧ください。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※①②③のいずれも重複して受給することはできません。

給付金の
支給額

1世帯あたり
10万円(支給は1回限り)

申請
期限

令和4年9月30日(金)

詳細は、専用ホームページを
ご覧ください。

大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金専用ホームページ
<https://osaka-hikazeikyufu.jp/>



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



給付金の支給手続き

① 令和3年度住民税非課税世帯

- すでに確認書を送付しています。
- **手続き(返送)がお済みでない方**は、お早めに同封の返信用封筒で**返送**してください。

確認書の破損や紛失された方など再発行が必要な場合や、返送期日が過ぎている方は、大阪市コールセンターまでお問い合わせ下さい。

※確認書が送付されていない世帯であっても、支給対象となる場合があります。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

② 令和4年度住民税非課税世帯

【世帯全員が令和3年12月10日以前から令和4年6月1日まで大阪市に住民登録がある場合】

- **確認書が届きます**ので、内容を確認の上、同封の返信用封筒で**返送**してください。

(確認書発送予定時期:7月上旬頃予定)

【世帯の中に、令和3年12月11日以降に大阪市に転入した方がいる場合】

- **申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

③ 家計急変世帯 (新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12か月)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(参考)非課税相当額(給与収入の場合)

| 扶養親族等の人数 | 非課税相当限度額 (収入額ベース) | 扶養親族等の人数 | 非課税相当限度額 (収入額ベース) |
|----------------|----------------------|--------------------------|----------------------|
| 単身又は扶養親族がいない場合 | 100万円以下 | 3人(例:配偶者+子2人) | 255万7千円以下 |
| 1人(例:配偶者のみ扶養) | 156万円以下 | 4人(例:配偶者+子3人) | 305万7千円以下 |
| 2人(例:配偶者+子1人) | 205万7千円以下 | 障がい者、寡婦、ひとり親、 未成年者の場合 | 204万3千円以下 |

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。
詳細は、専用ホームページ等でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

申請書の入手方法

- 「専用ホームページからWEBによる申込み」もしくは「区役所給付金窓口」にお申し出ください。

お問合せ先

申請手続き等に関するお問合せ

大阪市住民税非課税世帯等
臨時特別給付金コールセンター

0120-923-771 (フリーダイヤル)
06-7223-9385 (フリーダイヤルがご利用いただけない方)
受付時間 9:00～20:00 (土日祝を除く)

制度に関するお問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00～20:00 (土日祝を除く)